

定期・随時訪問介護オールウェイズ

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定地域密着型サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を提供させていただきます。事業所の概要や利用者に行うサービスの内容、契約上の注意事項を次の通り説明いたします。

☆指定地域密着型サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは

介護福祉士などの訪問介護員が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話をする「定期巡回サービス」、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断する「随時対応サービス」、随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話をする「随時訪問サービス」、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助をする「訪問看護サービス」を提供することです。

【1】事業所の概要

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ① 事業所の種類 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(Ⅱ)【連携型】 |
| ② 事業所の名称 | 定期・随時訪問介護オールウェイズ |
| ③ 介護保険事業所番号 | 3491501270 |
| ④ 事業所の所在地 | 広島県福山市駅家町大字法成寺 125 番地 2 |
| ⑤ 管理者及び連絡先 | 上原 大地 084-972-2400 |

【2】事業実施地域及び営業時間

- | | |
|-------------|---------|
| ① 通常の事業実施地域 | 福山市駅家町 |
| ② 営業日 | 365 日 |
| ③ 営業時間 | 24 時間対応 |

【3】職員の体制

- ① 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ② オペレーター 介護福祉士 12名(常勤2名、非常勤10名)
オペレーターは利用者からのコールを受け付け、利用者の心身の状況やコール内容に応じて適切に対応し、必要に応じて相談対応や訪問の指示を行うものとします。
- ③ 定期巡回訪問介護員等
常勤 7名(オペレーター・随時対応訪問と兼務2名、随時対応訪問と兼務5名)
非常勤 19名(オペレーター・随時対応訪問と兼務10名、随時対応訪問と兼務9名)
定期巡回訪問介護員等は、利用者の目標及び援助内容において定められた、利用者が在宅の生活において定期的に必要なサービスを提供にあたります。
- ④ 随時対応訪問介護員等
常勤7名(オペレーター・定期巡回と兼務2名、定期巡回と兼務5名)
非常勤19名(オペレーター・定期巡回と兼務10名、定期巡回と兼務9名)
随時対応訪問介護員等は、オペレーターが利用者の心身の状況を適切に把握し、適切なアセスメントの結果に基づき随時訪問サービスの提供にあたります。
- ⑤ 看護職員 連携する指定訪問看護事業所に勤務する従業者
看護職員は事業所と連携して、主治医の指示に基づき、利用者の療養上の世話、診療の補助等のサービスの提供にあたります
- ⑥ 計画作成責任者 3名(介護福祉士)
計画作成責任者は居宅介護支援事業所のケアマネジャーと共同で定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。

【4】当事業所が提供するサービス内容及び利用料等

- ① サービス内容
 - (1) 「定期巡回サービス」
ご自宅を定期的に巡回訪問して定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく

サービスを行います。

(2) 「随時対応サービス」

ケアコール端末やペンダントの非常押しボタンによる通報で会話をし、安否をお尋ねします。常に安心を提供しながら、状況により訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否を判断し、適切に対応します。

(3) 「随時訪問サービス」

「随時対応サービス」における対応の要否の判断に基づいて、日常生活上の世話をすぐに行います。

(4) 「訪問看護サービス」

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を提供します。

② 利用料

介護報酬に係る利用者負担金(「介護保険負担割合証」が1割の場合)

I 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1月につき)

要介護1	5,446円	要介護2	9,720円	要介護3	16,140円
要介護4	20,417円	要介護5	24,692円		

II 通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護を利用した日数に以下の金額を乗じて得た金額を所定の金額から減算します。

要介護1	62円	要介護2	111円	要介護3	184円
要介護4	233円	要介護5	281円		

III 短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護サービス、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用した場合は当該月の短期入所系サービスの利用日数(退所日を除く)に応じた日割り計算を行います。

(その他加算項目)

I 初期加算

利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、1日につき30円を加算します。30日を超える病院又は診療所への入院の後に利用を再び開始した場合も同様です。

II 総合マネジメント体制強化加算

利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に計画を見直し、医療機関等の関係施設との連携体制を整える場合、1ヵ月につき1,200円または800円を加算します。

III サービス提供体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行なった上で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合、1ヵ月につき750円を加算します。

IV 口腔連携強化加算

事業者の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意

を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に1月に1回限り 50 円を加算します。

V 介護職員等処遇改善加算 ※1

介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出を行った上で訪問介護サービスを行った場合、利用単位数に所定の要件に基づき次の通り加算します。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 利用単位数の 24.5%

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 利用単位数の 22.4%

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 利用単位数の 18.2%

介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 利用単位数の 14.5%

※1 2024年6月1日より適用

(減算項目)

I 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生またはその再発を防止するための措置(指針の整備・委員会の開催など)が講じられていない場合に所定金額の1%を減算します。

II 業務継続計画未策定減算

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定等の措置を実施していない場合に所定金額の1%を減算します。

III 同一建物減算

事業者と同一建物の利用者にサービスを行う場合、1月につき600円を減算、事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合は1月につき900単位を減算します。事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数の90%で算定します。

- ③ ケアコール端末及び緊急通報装置の設置は1台目は無料です。契約解除の際は端末機を引き上げる事とします。
- ④ 合鍵の保管を行うためのキーボックスは、無料で貸出します。
- ⑤ 提供可能地域以外の家庭を訪問して要した交通費は、道程1km 当たり 20 円を実費として徴収いたします。費用をお支払いいただく場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとします。
- ⑥ 訪問の際、サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者の負担とします。

【5】守秘義務等について

事業所、オペレーター、訪問介護員等は定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する上で知り得た利用者、その家族等に関する事項を正当な理由なく第三者へ漏洩しません。但し、利用者に係る担当者会議等に、利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合があります。

【6】合鍵の管理及び紛失時の対処方法

合鍵の管理場所・管理については預かり書を交わし、厳重にかつ細心の注意で取り扱います。利用者宅にて合鍵を保管する場合は専用のキーボックスを無料で貸出し利用者宅で保管します。事業

所で合鍵を預かる場合は定期・随時訪問介護オールウェイズ事務所内で保管します。合鍵は厳重にかつ細心の注意で取り扱い、万が一、紛失した際は、直ちに管理者へ報告し、ご利用者、ご家族と相談の上、当法人負担により鍵の交換設置を致します。

【7】損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

【8】相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ・相談責任者 管理者 上原 大地
- ・対応時間 24 時間受付対応
- ・電話番号 084-972-2400
- ・他の相談窓口

◇福山市介護保険課	福山市東桜町3番5号 084-928-1166
◇広島県国民健康保険団体連合会	広島市中区東白島町19番49号 082-554-0783
◇ 広島県社会福祉協議会	広島市南区比治山本町12番2号 082-254-3419

【9】緊急時の対応

事業者は、現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行なっている時に事故による利用者の怪我及び利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・家庭及び介護支援専門員等に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

【10】 その他

訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただいております。

